

事業承継支援ブロックコーディネーター 資格要件、業務内容等

1 資格要件

以下の（１）～（５）いずれかに該当する者であること

- （１）中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者。
- （２）会社等の管理職または技術者等として１０年以上の実務経験を有する者。
- （３）経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に３年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者。
- （４）技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に５年以上の経験を有する者。
- （５）上記（１）～（４）に準ずる能力を有する者。

2 業務内容

- （１）道内支援機関等への訪問等による、事業承継診断の実施協力依頼及び実施状況等の把握。
- （２）必要に応じた事業承継診断への同行。
- （３）個社支援に係る道内支援機関等との連絡調整及び企業訪問の実施。
- （４）専門家派遣に係る専門家との連絡調整及び必要に応じた専門家派遣への同行。
- （５）事業承継コーディネーターへの事業承継診断・個社支援実施状況等の定期報告。
- （６）個社支援後のフォローアップ。
- （７）道内支援機関及び中小企業・小規模事業者に対するセミナー等の企画・開催。
- （８）事業承継時の経営者保証解除に向けた中小企業・小規模事業者と金融機関との目線合わせの同席対応（経営者保証支援コーディネーターとしての兼任）。

3 業務理解・処理

- （１）北海道事業承継コーディネーター、経営者保証コーディネーター、道内６地域に配置する経営者保証支援コーディネーター及び事業承継支援ブロックコーディネーターと連携し、円滑に業務が実施できる。
- （２）行政機関、地域金融機関、経済団体等との調整を円滑に行い、ネットワークの構築ができる。
- （３）経営者保証業務の普及啓発を行い、成功事例・専門家情報・各種施策情報等、必要な情報の収集・提供ができる。
- （４）組織の業務を行う上で必要となる社会経済、政策上の知見があり、中小企業・小規模事業者の価値向上を実現するための見解・判断力を有している。